

「茅ヶ崎市議会基本条例の一部改正（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成30年11月27日（火）～ 平成30年12月26日（水）

2 意見の件数 15件

3 意見提出者数 3人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	災害時の対応に関する規定の新設に関する意見	2件
2	議会図書室の規定の改正（第20条）に関する意見	3件
3	議会基本条例の全般に関する意見	4件
4	パブリックコメント手続の実施方法に関する意見	3件
5	その他の意見	3件
	合計	15件

※ 修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市 議会事務局 議事調査担当

0467-82-1111（内線1653・1654）

e-mail:gikai@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市議会(市)の考え方)

■災害時の対応に関する規定の新設に関する意見(2件)

(意見1)

災害時においても、議会の機能維持は必要だと思います。

(意見2)

⑥[検討項目]1 災害時の対応に関する規定について

- (1) (条文としての課題) 議会は…旨を追加してはどうか。「条文を追加する必要がある」については賛成です。
- (2) 今まで市議会…対応指針を定めていて、その根拠規定を今までどうして規定してこなかったのですか。
- (3) また順序が逆にも思えます。
- (4) (条文) 規定案は今回示すこと必要とも思いますが、どうなっているのでしょうか。
- (5) (3) (4) の内容を含み、今まで(指針があっても)規定がなかった理由等もう少し説明してほしいです。

(市議会の考え方)

本市議会では、東日本大震災における経験などを教訓として、災害時においてとるべき議会の対応を整理し、平成25年に地震災害等に関する議会独自の対応策を定めました。その後、より災害時の実情に即した仕組となるよう見直しを行い、平成29年3月に茅ヶ崎市議会災害対応指針(以下「指針」といいます。)を定めています。

このように、実際に必要性に応じて指針は既に定めていましたが、近年、災害への対応がますます重要性を増す中で、改めてその重要性を認識し、災害時における本市議会の対応の基本的な考え方(災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならないこと)については、茅ヶ崎市議会基本条例(以下「議会基本条例」といいます。)に位置付けることとしたものです。その上で、災害時においては、この基本的な考え方に基づき、具体的な対応策を定めている指針に沿って対応することとしたものです。

なお、条文の案は、この一部改正(素案)の【新旧対照表】の「1 災害時の対応に関する規定の新設」にお示ししております。

■議会図書室の規定の改正（第20条）に関する意見（3件）

（意見3）

まず、私も、一度、議会図書室へ足を運んでみようと思います。

（意見4）

議会図書室の閲覧が、市民も可能になることは良いことと思います。

（意見5）

⑦2 第19条（議会図書室）の規定について

(1) [条文の運用]新たな取組が必要。[条文の修正]条文を修正する必要があるについては賛成です。

(2) その条文案は示されないのですか。

(3) 今まで周知が不足していた内容等もう少し説明できないでしょうか。たとえばその利用状況等

(4) 当然PR等の充実は、「新たな取組や条文の修正されれば実施されると思う」か、分りやすい周知の徹底(周知の充実)を望む。

(5) その場所の明示と利用しやすい環境にも配慮してもらいたい。

（市議会の考え方）

地方自治法第100条第19項の規定により、議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置することとされています。

議会図書室は、市役所本庁舎6階に設置されており、茅ヶ崎市議会図書室規程に基づき管理をしています。同規程により、現在も議員以外の閲覧利用が可能となっていますが、議員又は市職員以外の利用はほとんどされていない状況となっています。議会図書室自体の周知も含め、利用が可能であることの周知が十分ではないと考えられることから、根拠規定をより明確化するとともに一層の周知を図るため、議会基本条例に位置付けることとしたものです。

なお、条文の案は、この一部改正（素案）の【新旧対照表】の「2 議会図書室の規定の改正（第20条）」にお示ししております。

今後は、議会図書室の存在及びその場所、議員以外の閲覧利用が可能であること、所蔵する図書等について、周知を図ってまいります。

■議会基本条例の全般に関する意見（４件）

（意見６）

（茅ヶ崎市議会基本条例の全体について）

茅ヶ崎市議会基本条例の第１条目的ですが、議員の一人ひとり、きちんと理解をして、議会に臨んでいるのでしょうか。

目的だけではありません。茅ヶ崎市議会基本条例のすべてを理解して、議会に臨んでいるのでしょうか。

何期も議員を続けているうちに、議員の仕事を忘れていないでしょうか。

このような状態で、議会において、市民の側に立って市民の声を聞き、きちんとチェックができなくなるとは困ります。

（市議会の考え方）

議会基本条例は、議会内で継続的に協議を重ねて案を作成し、平成２３年３月に議会において議決されましたが、平成２３年４月の施行後も、議会基本条例の運用について継続的に協議を行い、様々な取組を進めています。また、この間に、議会基本条例の検証及びその結果に基づく議会基本条例の改正も行っています。

このような取組の中で、議会の構成員である議員として、本市議会の基本を定めている議会基本条例については、その内容を理解しております。

また、改選期には研修を行うなどの対応も行っています。

(意見7)

(検証シートについて) 第24条、第25条

議員の人数は多いように思います。

議員の報酬は、報酬に合った仕事をしているかを検証してほしいです。

(意見8)

⑧議会基本条例(平成23年)施行前後、マスコミ(報道機関)でもパブコメでもその条例の形骸化や空洞化が心配されておりましたが、今そのすべてを検証したと思いますが、改めて平成22年施行自治基本条例も踏まえて、そのすべてを市民に「開かれた議会」の観点等を踏まえ検証してはどうでしょうか。

- (1) 議会の報告会・意見交換会の参加者が少ない。
- (2) 議会の報告会・意見交換会や議会図書室等々の市民へのPR(周知)不足
- (3) 議会基本条例施行前後の比較 施行時と現在の比較 たとえば議会報告会は施行直後の方が参加者が多かったのでは
- (4) 一問一答形式とはどのような形式で行われるものか
- (5) 議員定数の増減多め。
- (6) 議員報酬の増減多め。
- (7) 政務活動費の増減多め。
- (8) 議会で(今も含め)時々問題となった、議員の政治倫理とはについても
- (9) 議会基本条例のある市町村とない市町村との比較から
- (10) 議会基本条例あり進んでいると思われる市との比較からも

(意見9)

⑨開かれた議会は本条例の旨でもあると思うが、市議全員がそう思っていると思うし、市民もそう思っていると思う。市議補欠選でも更に開かれる議会の声があり、今これからの予定者や現議員からも政策等で市民に訴えられています。たとえば「開かれた議会を」とか「市議定数適正化」とか「議会改革を推進」「効率的で開かれた議会…」とか声を聞きます。当条例すべてを点検を(⑧と重複あり)

(市議会の考え方)

本市議会では、平成23年4月の議会基本条例施行以来、市民に開かれた議会、分かりやすい議会運営、充実した討議による議会運営等を目指し、その運用に継続的に取り組んでおり、また、平成26年度には議会基本条例の検証を行い、その結果に基づき議会基本条例の改正も行っています。

市民に開かれた議会を目指す観点から、議会報告会・意見交換会を定期的及び適時に開催しています。開催に当たっては、その都度、広報広聴委員会等で運営方法、周知方法等について協議をした上で実施しています。特に、より多くの方に参加していただく

ことを重要な課題と捉え、取り組んでいます。また、平成26年6月から請願者・陳情者の趣旨説明を制度化し、さらに平成26年度の検証結果により、議会基本条例にその根拠規定を設けています。広報についても、より多くの方に手に取って読んでいただける議会だよりを目指し、平成29年度から「ちがさき市議会だより」の紙面を刷新したほか、平成28年から常任委員会・特別委員会のインターネット中継、平成29年6月から市議会Facebookを開始しています。議会図書室の周知に取り組むことについては、前述のとおりです。また、透明性を高めるための取組として、平成29年5月の議長・副議長選挙において立候補制を導入したほか、政務活動費について、平成27年度分以降の収支報告書、領収書等の証拠書類一式をホームページで公表しています。

分かりやすい議会運営を目指す観点から、一般質問等への一問一答方式（複数の質問項目（大項目）がある場合に、各項目ごとに質問と答弁を行う方式）の導入、議案に対する個々の議員の賛否の公表、本会議での採決への押しボタン式投票（電子採決）の導入、希望者への傍聴者用資料の提供（従前は貸出し）、議案及び資料のホームページへの掲載等を実施しています。

充実した討議による議会運営を目指す観点から、政策討議（常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を行い、最終的には議会としての政策提言等を行っていく取組）、決算審査における事業評価に積極的に取り組んでおり、また、委員会での自由討議を推進しています。

このような取組を行っておりますが、各取組における課題については、必要に応じて、議会内の各組織において協議を行っております。

なお、議員定数、議員報酬に関しては、この一部改正（素案）作成に当たり、実施した議会基本条例の検証において、第24条・第25条関係として、議員定数、議員報酬の検証の必要性、議会基本条例への規定等について検討を行い、結論には至らなかった経緯があります。

■パブリックコメント手続の実施方法に関する意見（3件）

（意見10）

①当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか。当市議会で、市から実施する回答があったと思う。実施すれば更に内容の理解が増すと思うし、パブコメPR（啓発・情報公開）にもなると思う。

（市議会及び市の考え方）

このパブリックコメント手続に当たっての説明会は実施していませんが、議会報告会・意見交換会、本会議傍聴者のアンケート等において、議会に関する様々な御意見を頂いております。それらの御意見や各議員がそれぞれの議員活動により得た市民の声を踏まえた上で、議会内で継続的に協議を重ね、この一部改正（素案）を作成してまいりました。

今後とも、計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

※ この考え方は、市におけるパブリックコメント手続の所管課に確認した内容を含みます。

(意見11)

②昨年度より市政モニター制度が廃止され、その影響か昨年度パブコメ応募1件というのもありました。今年度も応募者が非常に減っているように思うので、その対策を考えてパブコメ実施して欲しい。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。市政モニター制度は廃止となりましたが、いっそうの周知を通じた補完に努めております。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

※ この考え方は、市におけるパブリックコメント手続の所管課に確認した内容です。

(意見12)

③市はパブコメ概略版を作ると言っていた（回答）でしたが、昨・今年度も発行したのは少なかったと思う。作れば分りやすさが増し、応募者が増すと思う。また、タウン紙に時々パブコメ関係の記事が掲載される時もあります。簡潔で分りやすく感じる。それに似たような資料を概略版と併せて発行できないでしょうか。

(市議会及び市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料において、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合には概要版を作成しておりますが、今回の茅ヶ崎市議会基本条例の一部改正（素案）につきましては、素案と資料のページの分量から、概要版を作成せず、見やすさ、分りやすさを考慮して原版のみを配架させていただきました。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努め、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮してまいります。

※ この考え方は、市におけるパブリックコメント手続の所管課に確認した内容を含みます。

ます。

■その他の意見（3件）

その他3件の意見をいただきました。